令和6年10月2日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項 第三号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 中野正樹 (新宿支部)

処分年月日 令和6年10月2日(理事会議決日)

処分内容 廃業の勧告(廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む) (東京都行政書士会会則第23条第1項第三号)

処 分 理 由 (違反している規則、会則)

- 一 行政書士法第10条(行政書士の責務)
- 二 行政書士法施行規則第6条第1項(業務の公正保持等)
- 三 東京都行政書士会会則第18条第1項(会員の責務等)
- 四 東京都行政書士会会則第20条 (業務の公正保持)
- 五 東京都行政書士会会則第21条(名義貸等の禁止)

被処分者は、依頼者本人と面談し、申請書を作成しなければならないにもかかわらず、一切面談せずに、 他者が作成した申請書を預かり、自らを取次者として入管に提出する、いわゆる運び屋を行ったと認められる。 また、自らが行ったことに対し、反省もなく、届出済証明書の返還をする意思もないため、同様のことを繰り返す 可能性が高いと認められる。以上の理由から上記の処分を科す。